

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社デジタルホールディングス	コード	2389
提出日	2023/3/14	異動（予定）日	2024/3/28
独立役員届出書の提出理由	2024年3月28日の当社株主総会に付議する役員選任議案に伴い、水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏、時岡真理子氏、岡部友紀氏、鍵崎亮一氏、山内一英氏を独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	水谷 智之	社外取締役	○													○		有
2	柳澤 孝旨	社外取締役	○													○		有
3	荻野 泰弘	社外取締役	○													○		有
4	時岡 真理子	社外取締役	○													○		有
5	岡部 友紀	社外取締役	○													○		有
6	鍵崎 亮一	社外取締役	○													○		有
7	山内 一英	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項無し	(株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）にて主に人材ビジネス領域に携わり、同社人事担当取締役執行役員、(株)リクルートキャリアの初代代表取締役社長を経るなどの企業経営者としての活躍をはじめ、社外では社会起業家育成に携わるなど人材と社会貢献をテーマに幅広く活動し豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。
2	該当事項無し	成長企業における CFO 経験をはじめ、経理、財務、IR、法務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。
3	該当事項無し	成長企業における CFO 経験をはじめ、事業開発、M&A 等を中心に経営管理全般の豊富な見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。
4	該当事項無し	米国に拠点を置くIT企業の創業者兼CEOであり、SaaS分野での起業経験やグローバル事業経営、ダイバーシティ経営等、豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。
5	該当事項無し	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数の上場会社において監査役経験を有しており、客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。
6	該当事項無し	弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、議案審議等に必要意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。
7	該当事項無し	山内一英氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数社において監査役を経験しており、専門的、客観的な観点から議案審議等に必要意見・提言等が期待できることから、当社の社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当が無く、一般株主との利益相反のおそれないことから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。